

第 2 期島根県公共施設等総合管理基本方針（素案）に対するご意見と県の考え方

No	いただいたご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
1	p2-3 公共施設等の在り方は、まちづくりと密接に関わっている。県や市町村単位でコンパクトシティ化が進む場合、場所によっては公共施設等の維持自体が不要になる可能性もある。インフラ施設・公共施設をマッピングした上で、存続の必要性が低い物を廃止するなどの工夫が必要。また、古過ぎる物を長く使い続けると、LCCが更新コストを超えかねない。古くて使い勝手の悪い物を無駄に長持ちさせて、財政圧迫すれば本末転倒となる。長寿命化至上主義に陥って、LCCを減らす発想がおざなりになっては無意味。例えば、いよいよ本庁舎更新を検討する時期になり、仮に民間に譲渡・売却しようとしても、(建物を残す場合)古すぎて引取手が見つからなければ、結局解体せざるを得なくなる。仮に引き取り手が見つかったとしても、県費で改修してから手放す羽目になりかねない。旧江津市役所本庁舎の様に、無駄に価値があるせいで扱いに苦慮してLCCが高むことが無いようにしなければならない。	ご意見いただいた、公共施設等の在り方と建物の長寿命化又は建替に対する考え方については、県が公共施設等を維持管理・運営していく上で、とても重要な視点と考えております。 公共施設等の適正化に向けては、基本方針に基づき策定している「島根県公共施設総合管理計画」により、建物性能や利用状況、管理効率等を多方面から評価し、将来的な統合や転用、廃止等も視野に入れながら公共施設等の在り方の検討を進めているところです。 今後も各公共施設等の状況の把握に努め、建物の長寿命化については、施設の維持管理費用と建替費用とのバランスを考慮した上で、いただいたご意見も参考に効率的かつ計画的な修繕や建替を進めてまいります。
2	p4 地すべり防止施設は国所管の記載しかない。県有でなければ記載不要ではないか。	ご指摘のとおり、地すべり防止区域は国所管です。 ただし、法定受託事務により、地すべり防止工事の施行及び区域の管理は、都道府県が行うものと地すべり等防止法により定められております。 したがって、県が維持管理を行う公共施設として記載しております。
3	P16 公共施設等の有効活用や適正化については、比較的近接した立地の場合、複数の自治体を横断した共同利用型の統廃合も検討すべき（所有と維持管理に関する権利関係がややこしくなるかもだが） 現在、県が慎重に検討を進めている島根県水道広域化推進プランの考え方は他の施設にも応用可能と考える。	ご意見いただいた、複数の自治体を横断した共同利用型の統廃合については、公共施設等の在り方を検討する上では重要な方策の一つと考えております。 今後も各市町村と連携し、各々の公共施設等の状況等を考慮するとともに他の自治体の取組事例等も参考にしながら、公共施設等の適正化の推進に向けて検討してまいります。
4	p17 ZEBの観点から言えば、設計の古い建物の長寿命化とZEB化改修はセットでやらなければ大して意味が無い。長寿命化工事済みの本庁舎や図書館はZEB化されておらず、実施予定の県民会館もZEB化されないと思われる。本気で脱炭素化を推進するなら単なる「延命化」ではなくZEB認証取得を視野に入れた高度な「長寿命化」を目指すべきである。尤も、その場合、LCCが新築や建て替えより嵩むリスクを考慮しなければならないが。「長寿命化」と「延命化」を混同しないように。	ご意見いただいた、ZEB化改修については、脱炭素化の推進について、重要な視点だと考えております。 これまでも県では脱炭素化の推進として、LED照明への更新、設備機器の高効率化等を行ってきたところです。 高度なZEB化改修についてはコスト面等の様々な懸念事項があることから、今後も引き続き施設の改修等を行う上では適宜費用対効果を検証し、エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の削減に向けて取組を進めてまいります。 ※ZEB（Net Zero Energy Building）とは 先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。